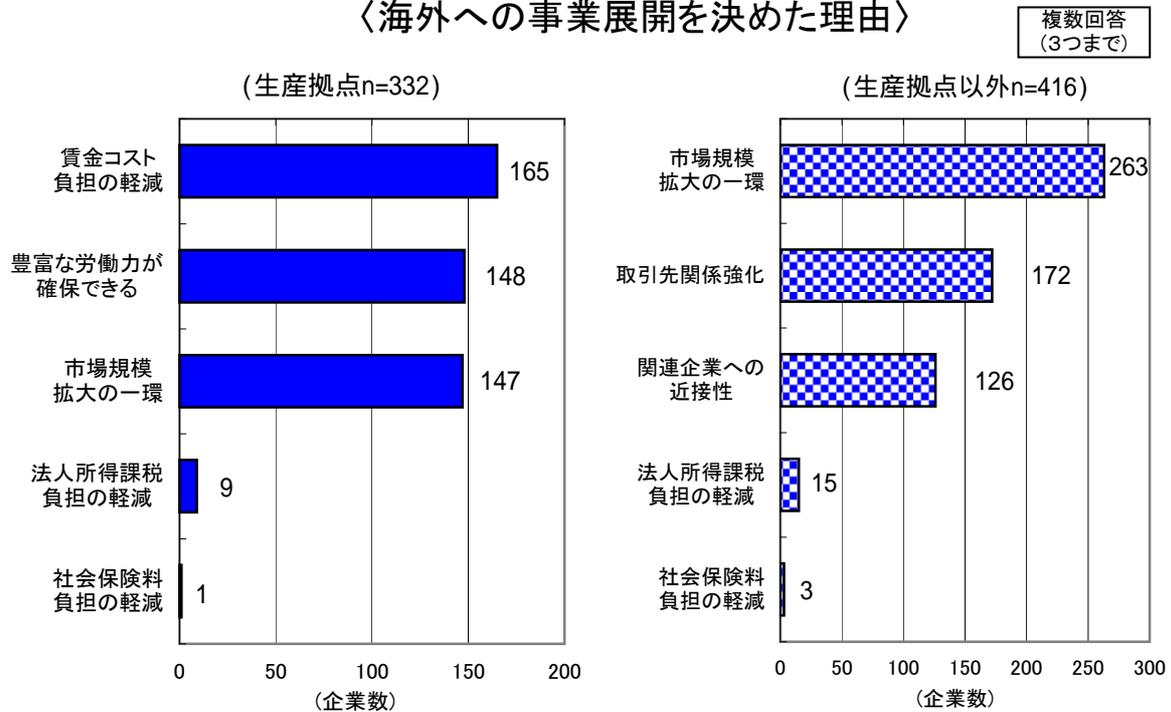


## 法人の海外展開と公的負担

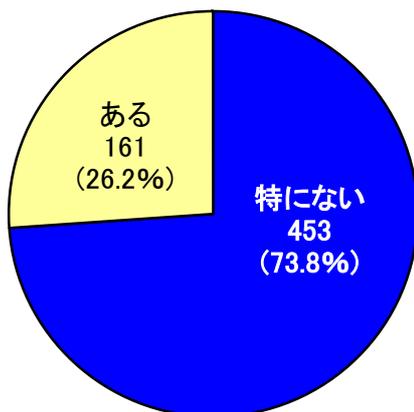
- ・ 都が実施したアンケート調査によると、海外への事業展開の理由で多いのは、生産拠点では「賃金コスト負担の軽減」、「労働力の確保」、生産拠点以外では「市場規模拡大の一環」、「取引先関係強化」である。

### 〈海外への事業展開を決めた理由〉

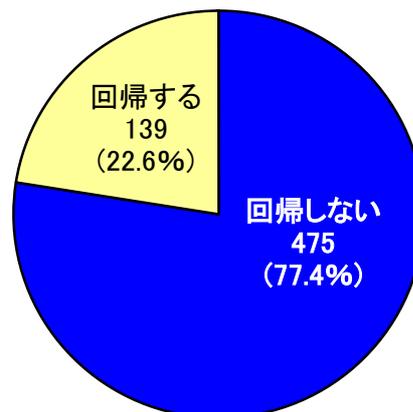


### 〈海外と日本の公的負担比較〉

日本での事業活動が不利と感じるかどうか



### 〈法人実効税率30%になった場合、日本回帰の可能性〉



注 委託調査報告「法人所得課税の税収集中等に関する国際比較調査」(株式会社帝国データバンク)による。

調査対象：全国全業種・全規模の企業のうち調査協力の承諾が得られたもの  
(対象件数4,720件中、有効回答件数2,974件)

調査方法：インターネットリサーチ法

調査期間：2007年12月6日～12月13日

## 法人事業税の外形標準課税

- ・法人事業税の外形標準課税は、地方税収の安定化、応益税としての性格の明確化等を図るため、中小法人の負担に配慮しつつ、平成16年度に導入された。
- ・外形基準のうち、付加価値割は、変動係数が小さく、税源偏在の縮小にも効果がある。

### 外形標準課税分の変動係数

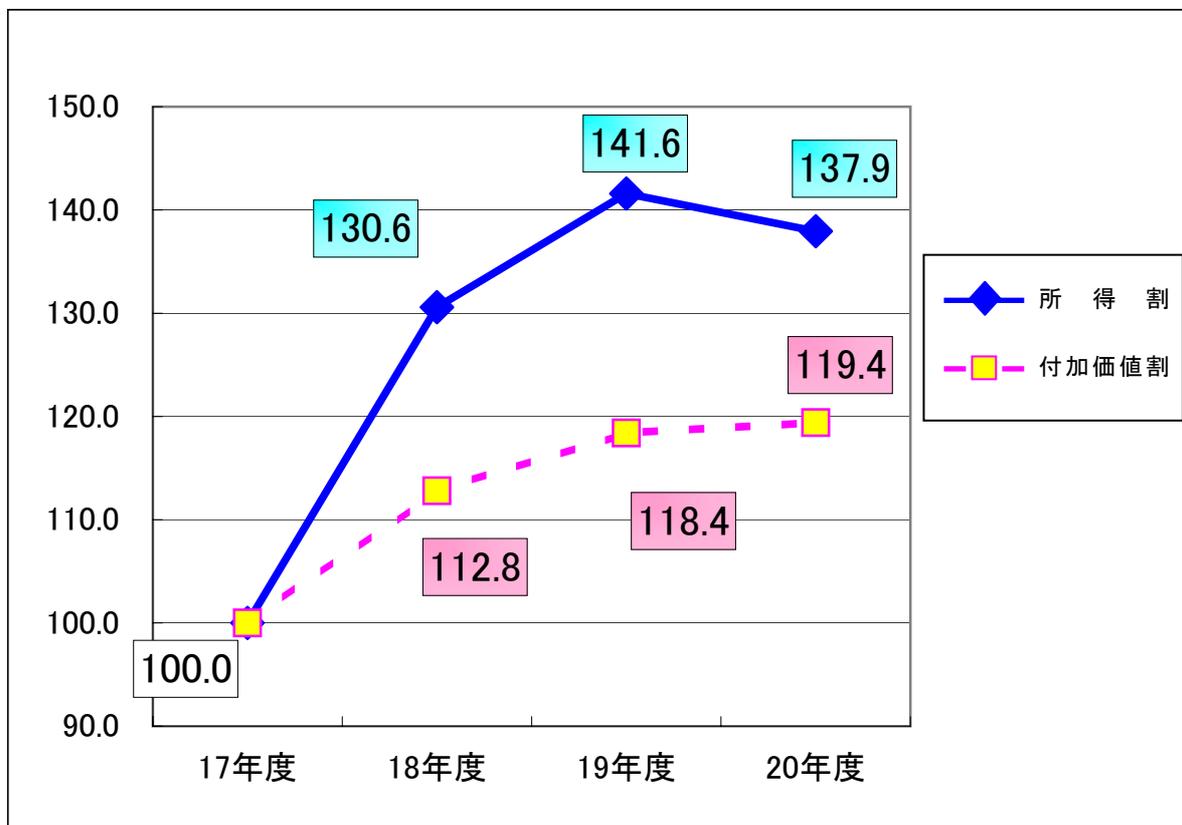
(単位：億円)

	平成20年度の法人事業税額			外形標準課税分 小計	合計
	所得割分	付加価値割分	資本割分		
東京都	6,516	1,306	722	8,544	12,667
全国	24,142	5,095	2,293	31,530	49,777
変動係数	0.599	<b>0.502</b>	0.625		

注1 変動係数は、人口一人当たりの数値であり、東京都主税局において計算した。

2 変動係数は、各都道府県ごとの税収額のばらつきを表したものである。変動係数が大きくなるほど、ばらつきも大きくなる。

### 所得割と付加価値割の推移



注 平成17年度の付加価値割額及び所得割額を100とした指数である。

## 個人所得課税の累進構造の変化

- 個人所得課税は昭和62年及び63年の抜本的税制改正、平成6年の抜本改革等、累次の改正において、中堅所得者層を中心とする負担累増感に配慮する等の観点から、累進構造の緩和が図られてきた。

所得税		個人住民税	
＜昭和62年の抜本的税制改正以前＞		＜昭和62年の抜本的税制改正以前＞	
課税所得 (万円超)	税率 (%)	課税所得 (万円超)	税率 (%)
0	10.5	0	5
50	12		
120	14		
200	17	195	10
300	21		
400	25	330	20
600	30		
800	35	695	23
1,000	40	900	33
1,200	45		
1,500	50		
2,000	55	1,800	40
3,000	60		
5,000	65		
8,000	70		

個人住民税		個人住民税	
＜昭和62年の抜本的税制改正以前＞		＜昭和62年の抜本的税制改正以前＞	
課税所得 (万円超)	税率 (%)		課税所得
	市	県	
0	4.5	2.5	2
20	5	3	2
45	6	4	2
70	7	5	2
95	8	6	2
120	9	7	2
150	11	7	4
220	12	8	4
370	13	9	4
570	14	10	4
950	15	11	4
1,900	16	12	4
2,900	17	13	4
4,900	18	14	4

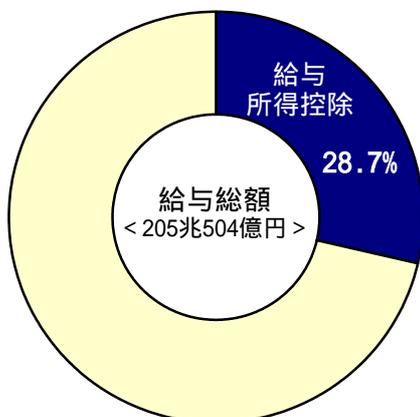
  

所得税		個人住民税	
＜現行＞		＜現行＞	
課税所得 (万円超)	税率 (%)	課税所得	税率 (%)
0	5	一律	10
195	10		6
330	20		4
695	23		
900	33		
1,800	40		

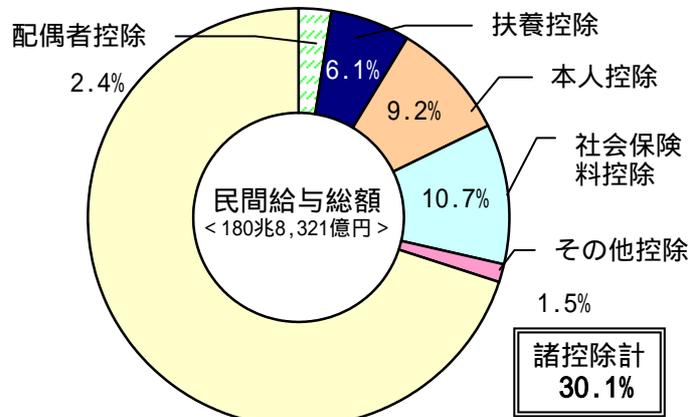
## 課税ベースの縮小

- 給与総額に対する給与所得控除の割合は約3割である。また、民間給与総額に対する諸控除の割合も約3割である。

＜給与総額に対する給与所得控除の割合＞



＜民間給与総額に対する諸控除の割合＞



注 財務省ホームページにより作成。  
平成21年度予算ベース。

注1 「民間給与の実態調査結果(平成19年度)」(国税庁)により作成。  
2 端数処理の関係上、各項目の和が合計と一致しない。

# 個人所得課税の国際比較

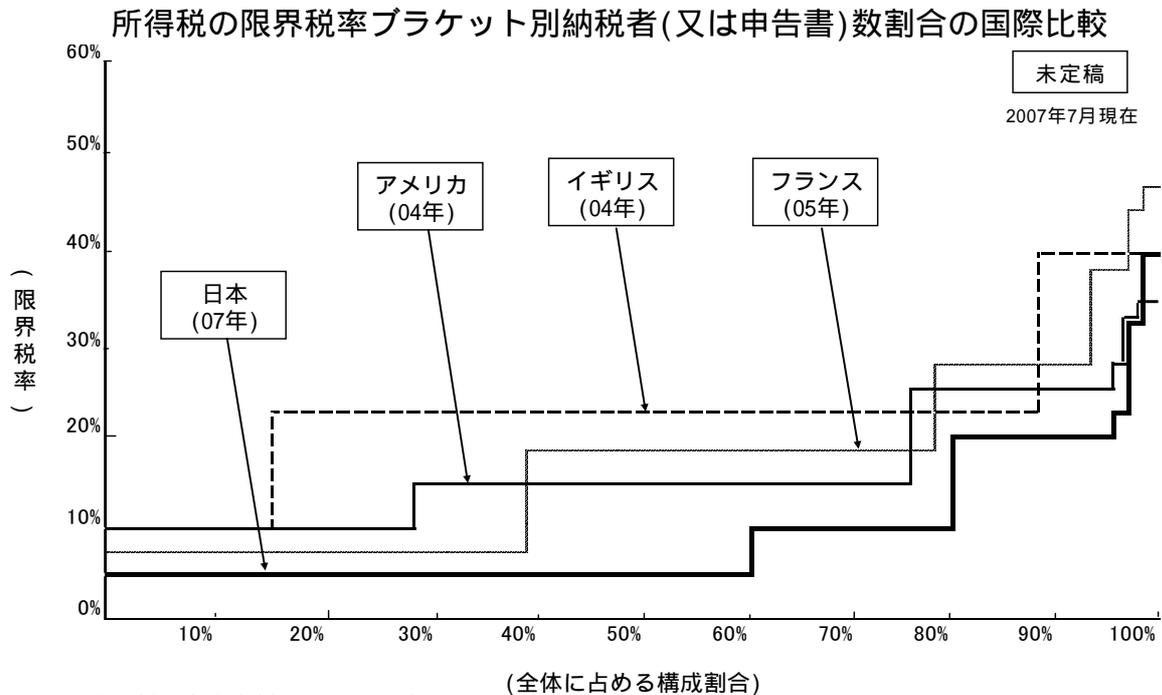
・ 我が国の国民所得に占める個人所得課税負担割合は、諸外国と比べて低い水準である。

区分	国名	日本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
		(昭和61年度)	(平成21年度)				
国税収入に占める個人所得課税収入の割合		39.3%	32.6%	(連邦) 68.1%	37.7%	37.5%	34.0%
国民所得に占める個人所得課税負担割合 [地方税を含めた場合]		6.3% [8.9%]	4.2% [7.7%]	9.9% [含む州・ 地方政府 12.5%]	13.7%	9.4% [11.6%]	10.5%
課税最低限 [地方税等の課税最低限]		235.7万円 [191.2万円]	325.0万円 [270.0万円]	連邦 378.0万円 N Y州 178.5万円	114.6万円	288.7万円 [288.7万円]	490.1万円 [0万円]
税率	最低税率(所得税)	10.5%	5%	10%	20%	15%	5.5%
	最高税率(所得税) [地方税等を含めた場合]	70% [78%]	40% [50%]	35% [約45.1%]	40%	45% [47.475%]	40% [48%]
	税率の刻み数 [地方税等の税率の刻み数]	15 [14]	6 [1]	6 [5,4]	2		4 [1]

- 注1 「個人所得課税の国際比較」(財務省ホームページ)により作成。  
 2 諸外国は2009年1月適用の税法に基づく。  
 3 諸外国の個人所得課税収入の割合及び個人所得課税負担割合は、OECD "Revenue Statistics 1965-2007" 及び同 "National Accounts 1995-2006" に基づく2006年の数値。

## 税率構造

・ 我が国の所得税は、納税者の8割が5%、10%の税率に集中している。



- 注1 「政府税制調査会資料」により作成。  
 2 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。  
 3 アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。